

令和5年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(1) 全般的な対策

- ① 省エネ等に関する環境教育・環境学習の支援 [第5章－1参照]
- ② 官民連携による省エネ等の普及啓発 [第5章－2参照]
- ③ 廃棄物の3Rなどの推進 [第4章－1参照]

(1) 事業目的

本県では、2011年3月に策定した「島根県地球温暖化対策実行計画」（計画期間 2010年～2020年度）に続いて、2021年3月に「島根環境総合計画」を新たに策定し、県内の地球温暖化※1対策を推進しています。

この計画では、温室効果ガス※2排出量の削減目標（2030年度の排出量を2013年度と比べて21.7%以上削減）とエネルギー使用量の削減目標（2030年度の使用量を2013年度と比べて11.3%以上削減）を定めています。

温室効果ガス排出量の削減には、エネルギー消費量の削減が重要ですので、効率的なエネルギーの使用など、省エネの取組を推進していきます。

(2) 取組状況

2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は6,341千t-CO₂で、基準年（2013年度）と比べて13.9%減少し、2016（平成28）年度以降は緩やかな減少傾向で推移しています。排出量の9割以上を占めるエネルギー起源の二酸化炭素は15.1%減少しており、いずれの部門も排出量が減少しており、特に業務部門や家庭部門では減少率が20%以上となっています。

2019（令和元）年度のエネルギー消費量は56,170TJ※3で、基準年（2013年度）と比べて7.3%減少し、2016（平成28）年度以降は緩やかな減少傾向で推移しています。部門別では、産業部門で0.6%、業務部門で13.9%、家庭部門で17.5%、運輸部門で3.6%減少しています。

《用語解説》

※1 地球温暖化

地球全体として、地表、大気及び海水の温度が上昇する現象。人の活動に伴って発生する二酸化炭素などにより、大気中の温室効果ガス濃度が増加することが要因とされています。2020年10月に菅首相が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現（2050年温室効果ガス排出実質ゼロ）を目指すことを宣言し、具体的な施策の検討も始まっています。

※2 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

※3. T J (テラジュール)

熱量を表す単位の一つであるJ (ジュール) の1兆倍であり、1 TJで約28万kwh (年間電気消費量の約63世帯分) に相当します。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379